

那覇市道路照明灯緊急修繕工事発注取扱要領

平成29年12月12日部長決裁

- 1 この要領は、道路照明灯の施設で緊急に補修や修繕を必要とするものについて、発注の要領、業者登録等の要領を規定し、当該施設の維持管理を円滑に行うことを目的とする。
 - 2 緊急に補修や修繕を必要とするものとは、次の事項とする。
 - (1) 照明灯電球の交換。
 - (2) 照明灯支柱の撤去及び設置。
 - (3) その他、照明設備等の維持・修繕に関すること。
 - (4) 市民からの通報や陳情によって緊急に処置すべきと判断されるもの等。
 - (5) 1件当たり130万円以下の工事を緊急工事とする。
 - 3 登録業者の募集及び募集期間、登録業者の決定方法
 - (1) 緊急工事に対応するため、市登録業者の中から募集をする。
 - (2) 募集期間は10日間とする。
 - (3) 募集は、市広報掲示板へ掲示、市民の友等に募集広告を登載するものとする。
 - (4) 登録業者の審査は、道路照明灯施設を所管する道路管理課において行い、審査合格者を抽選決定する。
 - (5) 抽選で登録する業者は4社とする。
 - (6) 抽選は、公開とし登録申請者の審査合格者の中から3名程度の代表立会人を選任し、事前に期日を定め、道路管理課で行う。
 - 4 登録申請は、別紙「那覇市道路照明灯緊急修繕工事登録申請書」による。
 - 5 登録する業者は、次の条件を具備するものとする。
 - (1) 24時間中、緊急時に対応できる業者であること。
 - (2) 法制契約課に登録された、市内に本社のある業者であること。
 - (3) 道路照明灯の施設修繕は、3年以上の電気工事経験者を有し現場で指揮を執れること。
 - (4) 業種は、電気工事（工事格付、A・B・C）とする。
 - (5) 高所作業車を所有していること。
 - 6 登録は、2ヶ年度とする。
 - 7 道路照明灯施設の緊急工事の必要が生じた場合、速やかに調査の上、委託業者に緊急工事の施工を指示する。ただし、原則として工事費の積算は、公共工事実施設計単価表によるものとする。
 - 8 工事施工を指示された委託業者は、速やかに、函面、見積書、工事着手届、その他必要書類を提出し承認を受け、工事完成後は工事完成届を提出し、検査を受けるものとする。ただし、緊急を要する工事の場合はこの限りではない。
 - 9 検査に合格した工事については、委託業者からの請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。
- 付 則
- この要領は、平成16年4月1日から適用する。
この要領は、平成28年1月4日から適用する。
この要領は、平成29年12月12日から適用する。